

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年11月16日 18時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬 ^{ぼくち} 北方沖 博奕岬灯台から真方位018° 1,430m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 20.8′)
事故の概要	遊漁船たなか丸は、南西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年7月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 たなか丸、5トン未満（長さ12.20m）
船舶番号、船舶所有者等	251-17155 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 推進器翼に曲損、主機クラッチに焼付き 定置網 側張ロープに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：10時11分ごろ、月齢 4.7
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、舞鶴市毛島^け北方沖で遊漁を終え、舞鶴港に向け、博奕岬北方沖を約20ノットの対地速力で南西進中、定置網に乗り揚げた。</p> <p>船長は、遊漁船業を始めてから約25年の経験を持ち、本事故発生場所付近の航行経験が相当数あり、博奕岬北方沖に定置網及びその存在を示す簡易標識灯が設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、立って操船に当たり、GPSプロッターに簡易標識灯の位置を入力していたものの、視界が良かったので、目視で見張りを行っていた。</p> <p>船長は、ふだんの航行時より博奕岬南東方の街の明かりが近くに見えるので、おかしいと思った。</p> <p>簡易標識灯は、灯質が緑色光毎4秒1閃光で、光達距離が6.8kmである。</p>
分析	本船は、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、簡易標識灯に気付かず航行し、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、簡易標識灯に気付かず航行し、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p>
--	-------------

- ・常時、見張りを適切に行うこと。